

子ども・子育て支援新制度の施行に係る基準条例の制定について

1 子ども・子育て支援新制度の概要

- 「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」という。）とは、平成24年8月に公布された「子ども・子育て関連3法」（以下「3法」という。）に基づき実施される施策の総称である。幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する新しい仕組みとなる。

<3法とは>

- ①【新規】子ども・子育て支援法
- ②【改正】就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（改正認定こども園法）
- ③【改正】子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（改正児童福祉法等計55改正法律）

※3法は、「社会保障と税の一体改革」の議論の中で誕生した法律であり、必要となる財源は、消費税の増税分の一部を充てることになっている。（参考：消費税増税：H26.4.1～8%、H27.10.1～10%）

- 新制度は、平成27年4月から本格施行となる予定である。（現在は、法律の一部の規定のみ施行されている。）
- 新制度は、質の高い幼児期の教育や保育の総合的な提供を行い、その量的な拡大・確保を推進し、地域における子育て支援の充実を図ることを目的としている。
- 新制度の全体像は、次のとおりである。

◆保育園、幼稚園、認定こども園等を通じた共通の給付の仕組みとして、子ども・子育て支援給付の創設

◎子ども・子育て支援給付（新規）

└施設型給付…①保育園（定員20人以上）、②幼稚園、③認定こども園に対する給付

└地域型保育給付…①小規模保育（定員：6～19人）、②家庭的保育（通称：保育ママ、定員：5人以下）、③居宅訪問型保育（通称：ベビーシッター）、④事業所内保育※に対する給付

※ 事業所内保育に対する給付には制約あり

◆地域の子ども・子育て支援の充実（13事業）

◎地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援（新規）、②地域子育て支援拠点事業、③一時預かり事業、④乳児家庭全戸訪問事業、⑤養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業、⑥ファミリーサポートセンター事業、⑦子育て短期支援事業、⑧延長保育事業、⑨病児・病後児保育事業、⑩放課後児童クラブ、⑪妊婦検診、⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）、⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）

◆認定こども園制度の改善

◎学校及び児童福祉施設としての法的位置付けをもつ単一の施設として、新たな幼保連携型認定こども園を創設

○新制度の施行に向けて必要となる市の準備事務は、以下の事項である。

◆基準条例の制定

※詳細は、「2 基準条例の制定について」において説明する。

◆子ども・子育て支援事業計画の策定

・3法の一つである子ども・子育て支援法において「市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。」と定められており、市は、子ども・子育て支援新制度の平成27年度の本格施行に向け、平成26年度中に計画を策定する必要がある。

・本市としては、地域での子ども・子育てに係るニーズを把握した上で、管内における新制度の給付や事業のニーズ（需用）見込量、その提供体制や実施時期等を盛り込んだ「那須塩原市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間5年：平成27年度～平成31年度）を策定することとしている。

※平成25年度 子ども・子育て支援事業ニーズ調査（実施済）

※平成26年度 子ども・子育て支援事業計画策定（策定中）

2 基準条例の制定について

○3法の本格施行に伴い、市は、必要な条例の制定を行う必要がある。

<制定が必要となる条例>

①家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

②特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

③放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例【生涯学習課】

④特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担を定める条例

※用語の定義

・家庭的保育事業等…家庭的保育事業（定員5人以下）、小規模保育事業（定員6人以上19人以下）、居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）、事業所内保育事業

・教育・保育施設…保育所、幼稚園及び認定こども園

・地域型保育事業…家庭的保育事業等と同義（家庭的保育事業等は児童福祉法における用語であり、地域型保育事業は子ども・子育て支援法における用語である。）

※②の「特定～」は、市が給付費の対象として確認する施設又は事業のことである。

○今後のスケジュールについては、次のとおりである。

※上記の①及び②の条例に限ったスケジュールとなる。

時期	内容
平成26年7月	議員全員協議会、常任委員会協議会
8月	議員全員協議会
9月	9月議会（初日即決を希望） ※9月に保護者に対して周知を行う前に、議会の了解を得るものである。

※上記の③の条例については、9月議会通常議案として、平成26年8月の議員全員協議会、平成26年9月議会に上程する予定である。

※上記の④の条例については、平成27年3月議会に上程する予定である。

○上記の①及び②の条例については、国の省令に基づき作成しており、その概要は別紙において説明する。

条例委任の概要

(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例)

1 条例委任の経緯

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）において、児童福祉法が改正となり、「市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない」と規定された。

つまり、この条例は、市が家庭的保育事業等の認可を行うに当たっての基準を定めるものである。

なお、市が条例で定める基準については、厚生労働省令で定める基準に従う（参酌することとされている）。

2 厚生労働省令に従うべき基準と参酌すべき基準

(1) 従うべき基準（※1）

- ・家庭的保育事業等に従事する者及びその員数
- ・家庭的保育事業等の運営に関する事項であって、児童の適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(2) 参酌すべき基準（※2）

- ・それ以外の事項（保育室及びその面積基準など）

※1 従うべき基準…省令で定める基準に従い、必ず適合しなければならない。

※2 参酌すべき基準…省令で定める基準を参酌した結果、地域の実情において異なる内容を定めることが許容される。

3 本市において定める基準

- ・省令が示す基準をもって、本市の基準とする。（全て同内容とする。）

【理由】現時点において、省令と異なる基準とすべき特段の事情や地域性がないため

- ・基本理念、人権の保障に関する事項等は条例で定め、技術的で細目的な事項は規則で定める。

4 条例及び規則で規定する基準の概要

- ・別添「整理表」のとおり

5 施行日

- ・平成27年4月1日（予定）

※子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行日とする。

条例委任の概要

(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例)

1 条例委任の経緯

子ども・子育て支援新制度においては、市が特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に対して給付を行うこととなっており、施設及び事業者がその給付を受ける上で満たすべき運営基準について、子ども・子育て支援法第34条第2項、第46条第2項の規定に基づき、市が条例で定める必要がある。

なお、市が条例で定める基準については、内閣府令で定める基準に従う(参酌すること)とされている。

2 内閣府令に従うべき基準と参酌すべき基準

(1) 従うべき基準(※1)

- ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員
- ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持等並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの

(2) 参酌すべき基準(※2)

- ・それ以外の事項

※1 従うべき基準…府令で定める基準に従い、必ず適合しなければならない。

※2 参酌すべき基準…府令で定める基準を参酌した結果、地域の実情において異なる内容を定めることが許容される。

3 本市において定める基準

- ・府令が示す基準をもって、本市の基準とする。(全て同内容とする。)
【理由】現時点において、府令と異なる基準とすべき特段の事情や地域性がないため
- ・基本理念、人権の保障に関する事項等は条例で定め、具体的な運営基準等の細目的事項は規則で定める。

4 条例及び規則で規定する基準の概要

- ・別添「整理表」のとおり

5 施行日

- ・平成27年4月1日(予定)

※子ども・子育て支援法の施行日とする。

○家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）整理表

省令	規定項目	基準	規定内容	条例	規則
第1章 総則					
第1条	趣旨	—	・家庭的保育事業の設備及び運営に関する条例に定める際の基準	第1条	第1条
第2条	最低基準の目的	—	・市町村が定める基準の目的	第3条	
第3条	最低基準の向上	—	・最低基準の向上のための市町村の関与	第4条	
第4条	最低基準と家庭的保育事業者等	—	・最低基準の向上 ・設備及び運営基準の低下の禁止	第5条	
第5条	一般原則	参酌	・乳幼児の人権の尊重 ・地域社会との交流及び連携 ・保育の質の自己評価及び外部評価 ・事業に必要な設備の設置 ・採光、換気等必要な構造設備	第6条	
第6条	保育所等との連携	従う	・保育所等連携施設の適切な確保 ・連携施設の役割	第7条	第2条
第7条	非常災害	参酌	・非常災害に必要な設備の設置 ・避難訓練及び消火訓練の実施	第8条	
第8条	職員の一般的要件	参酌	・家庭的保育事業者等の職員の要件	第9条	
第9条	職員の知識及び技能の向上	参酌	・家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の維持向上 ・研修の機会の確保	第10条	
第10条	他の社会福祉施設等と併設する場合の設備及び職員基準	従う・参酌	・他の社会福祉施設等と併設する場合の設備及び職員の兼務要件	第11条	
第11条	児童を平等に取り扱う原則	従う	・利用児童の差別的取扱いの禁止	第12条	
第12条	虐待等の禁止	従う	・利用児童への虐待の禁止	第13条	
第13条	懲戒に係る権限の濫用禁止	従う	・児童への懲戒の権限の濫用禁止	第14条	
第14条	衛生管理等	参酌	・設備等の衛生的な管理 ・感染症等の措置 ・医薬品の備付	第15条	
第15条	食事	従う	・自園調理の原則 ・適切な食事の提供 ・献立の作成 ・食育の推奨	第16条	
第16条	食事の提供の特例	従う	・外部搬入による食事の提供の特例 ・搬入施設の指定	第17条	
第17条	児童及び職員の健康診断	参酌	・児童の定期的な健康診断の受診 ・職員の適切な健康診断の受診	第18条	
第18条	内部の規定	参酌	・事業の運営に関し定めるべき規程	第19条	第3条
第19条	備える帳簿	参酌	・家庭的保育事業所等に備える帳簿	第20条	
第20条	秘密保持等	従う	・業務上知り得た秘密の漏えい禁止	第21条	
第21条	苦情への対応	参酌	・保護者等からの苦情の適切な対応 ・市町村からの指導及び助言への対応	第22条	

第2章 家庭的保育事業					
第22条	設備の基準	参酌	・施設の設備の基準	第23条	第4条
第23条	職員	従う	・配置する職員の種別 ・職員の資格要件 ・職員の配置基準		第5条
第24条	保育時間	参酌	・家庭的保育事業の保育時間		第6条
第25条	保育の内容	従う	・保育提供の指針		第7条
第26条	保護者との連絡	参酌	・児童の保護者との連絡の必要性		第8条
第3章 小規模保育事業					
第1節 通則					
第27条	区分	従う	・小規模保育事業の区分（A型、B型、C型）	第24条	
第2節 小規模保育事業A型					
第28条	設備の基準	参酌	・施設の設備の基準		第9条
第29条	職員	従う	・配置する職員の種別 ・保育士の配置基準		第10条
第30条	準用	従う・参酌	・規定の準用 （保育時間、保育の内容、保護者との連絡）		第11条
第3節 小規模保育事業B型					
第31条	職員	従う	・配置する職員の種別 ・保育従事者の配置基準		第12条
第32条	準用	従う・参酌	・規定の準用 （保育時間、保育の内容、保護者との連絡、設備の基準）		第13条
第4節 小規模保育事業C型					
第33条	設備の基準	参酌	・施設の設備の基準		第14条
第34条	職員	従う	・配置する職員の種別 ・家庭的保育者等の配置基準		第15条
第35条	利用定員	従う	・利用定員の下限及び上限		第16条
第36条	準用	従う・参酌	・規定の準用 （保育時間、保育の内容、保護者との連絡）		第17条
第4章 居宅訪問型保育事業					
第37条	居宅型訪問保育事業	従う	・居宅型訪問保育事業の内容	第25条	
第38条	設備及び備品	参酌	・事業の実施に必要な設備及び備品		第18条
第39条	職員	従う	・児童の保育に必要な保育者数		第19条
第40条	連携施設	従う	・障害児等を保育する場合の連携障害児入所施設等の設定		第20条
第41条	準用	参酌	・規定の準用 （保育時間、保育の内容、保護者との連絡）		第21条
第5章 事業所内保育事業					
第42条	利用定員の設定	参酌	・利用定員と従業員以外の児童の数	第26条	第22条
第43条	設備の基準	参酌	・設備の基準（利用定員20人以上）		第23条
第44条	職員	従う	・配置する職員の種別（利用定員20人以上）		第24条

			・保育士の配置基準（利用定員20人以上）		
第45条	連携施設に関する特例	従う	・利用定員20人以上の事業所内保育事業は連携施設不要の特例		第25条
第46条	準用	従う・参酌	・規定の準用（利用定員20人以上） （保育時間、保育の内容、保護者との連絡）		第26条
第47条	職員	従う	・配置する職員の種別（利用定員19人以下） ・保育従事者の配置基準（利用定員19人以下）		第27条
第48条	準用	従う・参酌	・規定の準用（利用定員19人以下） （保育時間、保育の内容、保護者との連絡、設備の基準）		第28条
附則					
第1条	施行期日	参酌		1	1
第2条	食事の提供の経過措置	従う	・食事の提供にあたる施行後5年間の経過措置	2	2
第3条	連携施設の経過措置	従う	・連携施設について施行後5年間の経過措置	3	
第4条	小規模保育事業B型の経過措置	従う	・保育従事者について施行後5年間の経過措置		3
第5条	利用定員に関する経過措置	従う	・小規模保育事業C型の定員について施行後5年間の経過措置		4

○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第39号）
整理表

省令	規定項目	基準	規定内容	条例	規則
第1章 総則					
第1条	趣旨	—	・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例に定める際の基準	第1条	
第2条	定義	—	・用語の定義	第2条	第2条
第3条	一般原則	—	・児童の意思・人格の尊重 ・地域社会との交流及び連携 ・児童の人権擁護及び虐待防止のための体制整備	第3条	
第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準					
第1節 利用定員に関する基準					
第4条	利用定員	従う	・利用定員の下限 ・施設区分に応じた利用定員	第4条	第3条
第2節 運営に関する基準					
第5条	内容及び手続の説明及び同意	従う・参酌	・利用申込者への重要事項の説明及び同意 ・重要事項の電磁的方法による提供		第4条
第6条	不当な提供拒否の禁止	従う・参酌	・正当な理由のない提供拒否の禁止 ・定員超過の際に選考可能 ・保育の必要性が高い児童の優先利用 ・選考方法の明示 ・受入困難な児童への他施設の紹介		第5条
第7条	あっせん、調整、要請への協力	従う	・市が行うあっせん、調整、要請への協力		第6条
第8条	受給資格等の確認	参酌	・認定証による、認定の有無、認定区分、認定期間、保育必要量の確認		第7条
第9条	支給認定申請の援助	参酌	・未認定利用申込者の認定援助		第8条
第10条	心身状況等の把握	参酌	・利用児童の心身の状況、環境、他施設の利用状況の把握		第9条
第11条	小学校との連携	参酌	・小学校及び他の施設との連携		第10条
第12条	教育・保育の提供の記録	参酌	・特定教育・保育の提供日、内容等の記録		第11条
第13条	利用者負担額等の受領	従う	・利用者負担額の受領 ・法定代理受領によらない場合の支払額の受領 ・上乗せ徴収ができる費目 ・領収証の交付 ・上乗せ徴収についての説明、同意		第12条
第14条	施設型給付費等の額の通知	参酌	・施設型給付費の額の通知 ・法定代理受領によらない場合の保育提供証明書の交付		第13条
第15条	特定教育・保育の取扱い方針	従う	・施設区分に応じた特定教育・保育の提供		第14条

第16条	特定教育・保育に関する評価等	参酌	・自己評価 ・外部評価		第15条
第17条	相談及び援助	参酌	・児童及び保護者への相談・援助		第16条
第18条	緊急時等の対応	参酌	・体調急変時の保護者又は医療機関への連絡		第17条
第19条	保護者に関する市への通知	参酌	・保護者による不正受給の通知		第18条
第20条	運営規程	参酌	・施設運営に関する規程の策定		第19条
第21条	勤務体制の確保	参酌	・勤務体制の確保 ・研修の機会の確保		第20条
第22条	定員の遵守	参酌	・利用定員を超える特定教育・保育の提供の禁止		第21条
第23条	重要事項の掲示	参酌	・運営規程の概要、職員体制、利用者負担等の掲示		第22条
第24条	平等の原則	従う	・利用児童の差別的取扱いの禁止	第5条	
第25条	虐待等の禁止	従う	・利用児童への虐待の禁止	第6条	
第26条	懲戒に係る権限の濫用禁止	従う	・児童への懲戒の権限の濫用禁止	第7条	
第27条	秘密保持等	従う	・業務上知り得た秘密の漏えい禁止	第8条	
第28条	情報の提供等	参酌	・情報の提供 ・虚偽及び誇大な広告の禁止		第23条
第29条	利益供与等の禁止	参酌	・自施設の紹介を対償とした利益供与の禁止		第24条
第30条	苦情解決	参酌	・苦情受付窓口の設置 ・苦情内容の記録 ・市の指導への協力、改善の実施		第25条
第31条	地域との連携等	参酌	・地域との連携、交流		第26条
第32条	事故発生の防止及び発生時の対応	従う	・事故対応、事故防止のための指針、体制、研修の整備 ・市への事故の報告		第27条
第33条	会計の区分	参酌	・会計の区分		第28条
第34条	記録の整備	参酌	・職員、設備、会計に関する記録の整備 ・児童の記録の整備、保存		第29条
第3節 特例施設型給付費に関する基準					
第35条	特別利用保育の基準	従う	・特別利用保育の基準の遵守 ・特別利用保育の利用児童数の取扱い	第10条	第30条
第36条	特別利用教育の基準	従う	・特別利用教育の基準の遵守 ・特別利用教育の利用児童数の取扱い	第11条	第31条
第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準					
第1節 利用定員に関する基準					
第37条	利用定員	従う	・利用定員の範囲 ・施設区分に応じた利用定員	第12条	第32条
第2節 運営に関する基準					
第38条	内容及び手続の説明及び同意	従う・参酌	・利用申込者への重要事項の説明及び同意		第33条

			・重要事項の電磁的方法による提供		
第39条	不当な提供拒否の禁止	従う・参酌	・正当な理由のない提供拒否の禁止 ・定員超過の際に選考可能 ・保育の必要性が高い児童の優先利用 ・選考方法の明示 ・受入困難な児童への他施設の紹介		第34条
第40条	あっせん、調整、要請への協力	従う	・市が行うあっせん、調整、要請への協力		第35条
第41条	心身状況等の把握	参酌	・利用児童の心身の状況、環境、他施設の利用状況の把握		第36条
第42条	特定教育・保育施設との連携	従う・参酌	・連携施設の確保 ・連携協力を行う事項		第37条
第43条	利用者負担額等の受領	従う	・利用者負担額の受領 ・法定代理受領によらない場合の支払額の受領 ・上乗せ徴収ができる費目 ・領収証の交付 ・上乗せ徴収についての説明、同意		第38条
第44条	特定地域型保育の取扱方針	従う	・事業の特性留意した特定地域型保育の提供		第39条
第45条	特定地域型保育に関する評価等	参酌	・自己評価 ・外部評価		第40条
第46条	運営規程	参酌	・施設運営に関する規程の策定		第41条
第47条	勤務体制の確保	参酌	・勤務体制の確保 ・研修の機会の確保		第42条
第48条	定員の遵守	参酌	・利用定員を超える特定教育・保育の提供の禁止		第43条
第49条	記録の整備	参酌	・職員、設備、会計に関する記録の整備 ・児童の記録の整備、保存		第44条
第50条	準用	—	・規程の準用 (支給認定の確認、利用児童の状況の把握、小学校及び他施設との連携、給付費の通知、児童の人権尊重、情報公開、秘密保持、苦情対応、事故防止)	第14条	第45条
第3節 特例地域型保育給付費に関する基準					
第51条	特別利用地域型保育の基準	従う	・地域型保育事業認可基準の遵守 ・特別利用地域型保育の利用児童数の取扱い	第15条	第46条
第52条	特定利用地域型保育事業の基準	従う	・地域型保育事業認可基準の遵守 ・特別利用地域型保育の利用児童数の取扱い	第16条	第47条
附則					
附則第1条	施行期日	—		1	1
附則第2条	特定保育所に関する特例	従う	・私立保育所に関する特例 ・施設型給付費の委託費への読み替		2

			え ・市からの保育の委託の拒否禁止		
附則第3条	施設型給付費等に関する経過措置	従う	・1号認定子どもに対する施設型給付費についての経過措置		3
附則第4条	利用定員に関する経過措置	従う	・小規模保育事業C型の定員について施行後5年間の経過措置		4
附則第5条	連携施設に関する経過措置	従う	・連携施設の確保について施行後5年間の経過措置		5